吸収合併に関する法定事後開示書類

2026年11月5日

東京都港区虎ノ門一丁目10番5号
PostPrime株式会社
代表取締役　松島 悟

PostPrime株式会社（以下「当社」といいます。）を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であるTakaTrade株式会社（以下「消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）について、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 本合併が効力を生じた日
 2026年11月1日
 本合併は、2026年7月23日付吸収合併契約及び2026年9月16日付効力発生日変更合意書に基づくものです。

2. 消滅会社における手続の経過
 (1) 本合併をやめることの請求
 会社法第784条の2に基づき本合併をやめることの請求はありませんでした。
 (2) 株式及び新株予約権の買取請求
 消滅会社では、会社法第784条第1項の略式合併手続により株主総会の承認を省略しました。唯一の株主である当社は、同法第785条第2項第2号により反対株主から除かれます。本合併に伴う取扱いの対象となる消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債はありません。
 (3) 債権者保護手続及び効力発生日の変更
 消滅会社は、2026年9月30日付官報号外第216号120頁に合併公告を掲載し、異議申述期間を公告掲載の翌日から1箇月以内としました。消滅会社については、当社において各別の催告の対象となる債権者はないものと整理し、各別の催告は実施しておりません。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
 効力発生日は、2026年9月16日付の合意により、2026年12月1日から2026年11月1日へ変更しました。消滅会社は、2026年9月30日付官報号外第216号120頁の合併公告において、変更後の効力発生日を2026年11月1日と公告しました。

3. 当社における手続の経過

(1) 本合併をやめることの請求

会社法第796条の2に基づき本合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 株式買取請求

当社は、2026年8月26日開催の第7回定時株主総会で合併契約の承認を受けました。会社法第797条に基づき、2026年9月30日付電子公告により本合併を行う旨等を公告し、株式買取請求期間を2026年10月12日から同月31日までとしました。

所定の期間内に株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者保護手続

当社は、2026年9月30日付官報号外第216号120頁及び同日付電子公告により本合併を公告しました。電子公告では、債権者の異議申述期限を2026年10月31日としました。

所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により承継した重要な権利義務

当社は、本合併により、消滅会社の資産、負債、契約上の地位その他一切の権利義務を承継しました。

5. 消滅会社の事前開示書類に記載された事項

会社法第782条第1項により消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録された事項（吸収合併契約の内容を除きます。）は、別紙1のとおりです。

6. 会社法第921条の変更登記をした日

本書作成日現在、本合併に係る変更登記は未了です。

7. その他の本合併に関する重要な事項

本合併に際し、株式その他の対価の交付は行っていません。また、本合併による当社の資本金及び準備金の額の増加はありません。

上記以外に、本合併に関する重要な事項はありません。

以上

別紙 1 消滅会社の事前開示記載事項

TakaTrade 株式会社　会社法第 782 条及び会社法施行規則第 182 条

本別紙は、消滅会社の事前開示書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除きます。）を収録しています。

TakaTrade 株式会社（以下、本別紙において「当社」といいます。）は、当社の発行済株式の全部を保有する PostPrime 株式会社との間で、2026 年 7 月 23 日付吸収合併契約を締結しました。PostPrime 株式会社を存続会社、当社を消滅会社とし、効力発生日を 2026 年 11 月 1 日とする本合併について、以下のとおり事前開示事項を記載します。当社は会社法第 784 条第 1 項の略式合併手続によります。

1. 合併対価の相当性に関する事項

 PostPrime 株式会社は当社の発行済株式の全部を保有しているため、本合併に際して株式その他の対価の交付は行いません。完全親子会社間の合併であり、新たに対価を交付する必要がないことから、対価を交付しない定めは相当であると考えております。

 本合併による PostPrime 株式会社の資本金及び準備金の額の増加はありません。

 当社に PostPrime 株式会社以外の株主は存在せず、会社法施行規則第 182 条第 3 項第 3 号にいう共通支配下関係にある株主を除く株主は存在しません。

2. 合併対価について参考となるべき事項

 合併対価を交付しないため、会社法施行規則第 182 条第 4 項各号に定める合併対価の換価方法、市場価格その他の事項に該当するものはありません。総株主の同意による記載省略を根拠とするものではありません。

3. 新株予約権の定めの相当性に関する事項

 本合併に伴う当社の新株予約権及び新株予約権付社債の取扱いについて、該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

 (1) PostPrime 株式会社の最終事業年度に係る計算書類等

 同社の第 7 期（2025 年 6 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日まで）の事業報告は別添 1、単体計算書類及び個別注記表が参照する連結注記の部分は別添 2、会計監査報告及び監査役会監査報告は別添 3 のとおりです。

 (2) PostPrime 株式会社の臨時計算書類等

 2026 年 5 月 31 日後を臨時決算日とする、会社法第 441 条に基づく臨時計算書類等については、該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項 続き

(3) PostPrime 株式会社の最終事業年度末日後の重要事象

2026 年 6 月 10 日　サイブリッジ合同会社を割当先とする新株式及び第 7 回新株予約権の発行。普通株式の発行価額総額 300,014 千円。

2026 年 7 月 1 日　株式会社インフィニティライフの全株式を取得し完全子会社化。取得対価 71,530 千円（条件付取得対価を除く。）。株式譲渡契約では、業務引継ぎ等の履行及び売上債権の回収状況に応じ、最大 28,470 千円の条件付取得対価が発生する旨が定められています。

2026 年 8 月 1 日　AppBank 株式会社からオンライン動画サービスの一部を譲受け。

2026 年 8 月 31 日　株式会社キューブの株式取得による子会社化及び同社に対する 300,000 千円の貸付け。

2026 年 10 月 14 日　無償減資の効力発生。資本金 199,469 千円のうち 189,469 千円を減少し、10,000 千円としました。

(4) TakaTrade 株式会社の最終事業年度末日後の重要事象

当社の第 2 期（2025 年 6 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日まで）の計算書類は、2026 年 8 月 26 日の株主総会で承認されており、同事業年度を最終事業年度として記載しています。

2026 年 6 月 17 日、PostPrime 株式会社の取締役会で当社が営む商品 CFD 取引プラットフォーム事業からの撤退が決議されました。2026 年 9 月末にサービス提供を終了し、ユーザーデータの移行対応及び関連資産の整理が進められています。

2026 年 10 月 15 日付の第 1 四半期決算短信では、取引プラットフォーム事業について 2026 年 6 月から 8 月までの減損損失 4,583 千円の計上が記載されています。

上記以外に重要な財産の状況の変動はありません。

当社には最終事業年度が存在するため、施行規則第 182 条第 6 項第 2 号ロの「最終事業年度がないとき」には該当しません。

5. 効力発生日以後の債務履行の見込み

当社及び PostPrime 株式会社が現時点で把握する資産、資金及び今後の支出見込みを踏まえ、本合併の効力発生日以後に PostPrime 株式会社が負担する債務（会社法第 789 条第 1 項により本合併について異議を述べることができる債権者に対するもの）の履行に支障は見込んでおりません。

6. 変更事項及び更新事項

2026年9月16日、両社の合意により効力発生日を2026年12月1日から2026年11月1日に変更しました。

第7回定時株主総会招集通知に掲載された当社の計算書類等は第1期を最終事業年度としていましたが、その後の計算書類の承認を踏まえ、本別紙の最終事業年度末日後の重要事象は第2期末日である2026年5月31日後を基準に記載しています。

別添資料の収録内容

PostPrime株式会社の第7期の計算書類等を、次の3つのテーマに分けて収録しています。別添2には、個別注記表が参照する連結注記の該当部分も収録しています。出典は各頁に表示しています。

1　事業報告（全27頁）

出典：招集ご通知PDF6〜19頁／交付書面非記載事項PDF2〜14頁

2　単体計算書類及び参照注記（全16頁）

出典：交付書面非記載事項PDF35〜44頁・27〜32頁

3　監査報告（全5頁）

出典：交付書面非記載事項PDF45〜47頁／招集ご通知PDF25〜26頁

以上

別添１　事業報告

事　業　報　告

（2025年６月１日から
2026年５月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善等を背景として、緩やかな回復傾向が継続しましたが、他方で、米国の政策動向の不確実性、金融資本市場の変動、資源価格の高騰、継続的な物価上昇による消費者マインドの下振れリスク等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループの業績は低迷しており、当連結会計年度は売上高、利益ともに前連結会計年度から大きく減少する厳しい結果となりました。主力事業であるSNS「PostPrime」を中心とした金融・経済情報プラットフォーム事業においては、プライム登録やメンバーシップ等に関する新規ユーザー獲得が想定どおりに進まず、前連結会計年度から減収に転じました。また、前連結会計年度より新規事業として展開してきた取引プラットフォーム事業につきましては、2025年６月に口座開設申込みの受付等を開始し、同年８月から商品CFD取引に関する実際の取引を含めたサービスを開始したものの、顧客取引がもたらす収益が運営費用をカバーする水準に至らず、事業の採算性を精査した結果、2026年６月17日の取締役会において、当該事業からの撤退を決定いたしました。詳細については「連結注記表９．重要な後発事象に関する注記（取引プラットフォーム事業からの撤退）」をご参照ください。

当社グループは、これらの状況を厳しく受け止め、既存の主力事業である金融・経済情報プラットフォーム事業の立て直しを最優先課題として認識しており、ユーザーにとって魅力的かつ有益な新機能・新サービスの開発や既存サービスの改善活動を通じて、収益基盤の再構築を進める必要性を認識しております。また、当社は2026年１月14日付で、サイブリッジ合同会社との間で資本業務提携契約を締結し、同社は当社株式を取得し、当社は同社の関連会社（持分法適用関連会社）となっております。当連結会計年度における当該提携による損益への影響は軽微でありますが、サイブリッジグループの経営資源、コンテンツ配信ビジネスの企画・運営のノウハウ、ウェブサービスの効率的開発・改善の知見及びマーケティングのノウハウの各提供を受けることで、収益機会の拡大及び企業価値の向上を目指してまいります。

この結果、当連結会計年度における売上高は553,635千円（前連結会計年度比38.3％減）、営業損失は238,110千円（前連結会計年度は営業利益183,175千円）、経常損失は218,139千円（前連結会計年度は経常利益175,797千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は277,288千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益87,339千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（金融・経済情報プラットフォーム事業）

当連結会計年度においては、SNS「PostPrime」を中心として、より多くのユーザーに利用していただけるようにするため、ユーザーにとって魅力的かつ有益な新機能や新サービスの開発に継続的に取り組むとともに、既存機能・サービスについて、ユーザーにとってより有益で使いやすいものになるようにする改善活動に努めておりますが、プライム登録やメンバーシップに関して新規ユーザー獲得が想定どおりに進まず、また「Dan Talk」などの新サービスの効果にも課題が見られ、これらの改善に向けた立て直しを図っている途上であります。

この結果、売上高は583,212千円（前連結会計年度比35.0％減）、営業損失は23,587千円（前連結会計年度は営業利益281,057千円）となりました。

（取引プラットフォーム事業）

取引プラットフォーム事業は前連結会計年度より開始した新規事業であり、2024年10月にＴａｋａＴｒａｄｅ株式会社（旧 ＰｏｓｔＰｒｉｍｅ Ｔｒａｄｉｎｇ株式会社）を設立し、取引プラットフォームの調査及び運営に向けた開発を開始しました。2025年６月に口座開設申込みの受付等を開始し、同年８月から商品CFD取引に関する実際の取引を含めたサービスを開始しましたが、当連結会計年度において、顧客取引がもたらす収益は運営費用をカバーする水準には至らず、2026年６月17日の取締役会において、当該事業からの撤退を決定いたしました。詳細については「連結注記表　９．重要な後発事象に関する注記（取引プラットフォーム事業からの撤退）」をご参照ください。

この結果、売上高は16,472千円（前連結会計年度は－千円）、営業損失は250,123千円（前連結会計年度は営業損失118,940千円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は280千円で、その主な内容は、次のとおりであります。

金融・経済情報プラットフォーム事業	業務用パソコン等の取得
取引プラットフォーム事業	該当事項はありません

③ 資金調達の状況

新株予約権の権利行使により新株式150,960株を発行し、総額54,345千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において、該当事項はありません。

なお、当社は、2026年６月17日開催の取締役会において、株式会社インフィニティライフの全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2026年７月１日付で全株式を取得いたしました。詳細については「連結注記表　９．重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合）」をご参照ください。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第４期 (2023年５月期)	第５期 (2024年５月期)	第６期 (2025年５月期)	第７期 (当連結会計年度) (2026年５月期)
売上高 (千円)	－	－	897,378	553,635
経常利益又は経常損失（△） (千円)	－	－	175,797	△218,139
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△） (千円)	－	－	87,339	△277,288
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） (円)	－	－	8.65	△27.11
総資産 (千円)	－	－	1,252,878	1,016,045
純資産 (千円)	－	－	997,544	772,214
１株当たり純資産 (円)	－	－	98.44	75.32

(注) 当社は、第６期より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第４期 (2023年５月期)	第５期 (2024年５月期)	第６期 (2025年５月期)	第７期 (当事業年度) (2026年５月期)
売上高 (千円)	787,137	945,278	897,378	583,212
経常利益 (千円)	260,515	383,667	294,439	27,244
当期純利益又は当期純損失（△） (千円)	186,098	263,154	206,174	△396,123
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） (円)	18.61	26.32	20.42	△38.73
総資産 (千円)	918,037	1,279,535	1,361,478	912,121
純資産 (千円)	605,554	868,408	1,116,379	772,214
１株当たり純資産 (円)	60.21	86.52	110.21	75.32

(注) 当社は、2024年１月26日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ＴａｋａＴｒａｄｅ株式会社	400百万円	100.0%	取引プラットフォームの調査及び運営

③ 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	TakaTrade株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区虎ノ門一丁目10番５号
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	416,023千円
当社の総資産額	912,121千円

(4) 対処すべき課題

① 事業の収益機会の拡大及び創出

当社グループは、主力事業であるSNS「PostPrime」を運営することで、主に「プライム登録売上」、「メンバーシップ売上」及び「アフィリエイト売上」という３種類の収益を得ております。また、当社は2026年７月１日付で株式会社インフィニティライフを完全子会社化しており、今後、同社が営む事業承継・M&A仲介事業についても、当社グループの新たな収益機会として育成していく方針です。SNS「PostPrime」においては、新たな機能やコンテンツの追加及び各種マーケティング活動を通して、競合企業との差別化、新規ユーザーの獲得、及び既存ユーザーの満足度向上に向けた機能改善・サービス運営等を推進することで収益機会の拡大を図ってまいります。M&A仲介事業においては、SNS「PostPrime」の約43万人のユーザー基盤や当社グループのネットワークを活用し、事業承継ニーズを有する事業者との接点拡大を図ることで、M&A仲介事業における案件創出力の強化を目指してまいります。

② サービス健全性の維持・改善推進

当社グループは、主力事業であるSNS「PostPrime」において、不特定多数のユーザーによるオンライン上のコミュニケーションの場としての重要性とリスクを十分理解したうえで、クリエイター、ユーザーが共に安心してコミュニケーションを楽しめるよう、プラットフォームの健全性維持・改善を常に最重要視しております。具体的には、クリエイター、ユーザーに対する啓発活動推進、投資助言とみなされる行為、著作権違反、第三者の名誉・プライバシーその他の権利を侵害しうる行為が生じないための取り組み、社内外のモニタリング体制の強化等の施策を行っております。また、M&A仲介事業においては、関係法令を遵守した適切な仲介業務の遂行により、売主・買主双方が安心して利用できるサービスを目指しております。当社グループでは、今後もサービスの健全性維持・改善を推進するための体制強化を継続してまいります。

③ システムの安定性確保

当社グループの主要事業におきましては、インターネット上にてサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うために、新規・既存サービスの成長等に伴うアクセス数の増加を考慮したシステムの安定性確保に取り組んでまいります。

④ 事業推進体制の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の強化を図るにあたり、専門性の高い優秀な人材の確保及び在

籍する人員の育成に注力し、有効かつ効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた組織・推進体制の整備を進めてまいります。

開発部門においては、複数のプラットフォーム・機能別チームがそれぞれ裁量をもってサービスの企画・開発に取り組むことで開発効率を高いレベルに保ちながら、それぞれの責任を明確化することで開発品質を担保し、各種ツールを活用した情報の可視化などにより定量的なデータに基づいて迅速な分析・意思決定を行う体制を推進してまいります。

また、マーケティング・カスタマーサポート部門においては、ユーザー数の増加に対して効率的に対応していく体制の強化が重要となります。具体的には、データ分析や各種ツールを活用しながら、新規ユーザー層獲得のための適切なマーケティングの実施、及び既存ユーザー層の満足度を継続的に向上すべく、コミュニティの快適性・安全性を低下させる問題となりえる投稿・ユーザーの発見及び対応を早期化し、サービスの健全性を維持できる体制を強化してまいります。

M&A仲介事業においては、成約件数の拡大に向けてインフィニティライフにおける人材採用・育成を強化するとともに、SNS「PostPrime」との連携を通じた案件創出の仕組みを整備し、グループとして一体的な推進体制を構築してまいります。

⑤　内部管理体制の強化

当社グループは、現在も成長途上にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。また、事業承継・M&A仲介事業への参入に伴い、グループ体制が拡充されたことを踏まえ、連結ベースでのガバナンス体制の整備が新たな課題として加わっております。

そのため、コーポレート業務のさらなる整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、コンプライアンス・リスク管理委員会を中心として、業務運営上のリスクを適時適切に把握したうえでリスク管理を行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査等の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図ってまいります。

⑥　情報管理体制の強化

当社グループは、SNS「PostPrime」のサービス運営を通して、個人情報を含む多くの機密情報をユーザーよりお預かりし、保有しております。特にSNS「PostPrime」におけるプライムクリエイターに対してロイヤリティーを支払う際に本人確認のための個人情報の提供を義務付けていることからも、これら情報管理の重要性については十分に認識しております。また、

M&A仲介事業においては、売主・買主双方の企業情報や財務情報等の高度な機密情報を取り扱うことから、情報管理体制の一層の強化が求められております。

個人情報等の機密情報管理につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を推進してまいります。

⑦　当社グループブランドの知名度向上

当社グループは、これまで新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア向け広告には大きく注力しておらず、SNS「PostPrime」のユーザーによるクチコミとソーシャルメディアの有効活用により、新規ユーザーの獲得、及び既存ユーザーの離脱防止を図ってまいりました。

しかしながら、当社グループの掲げるミッションの達成、既存事業の更なる拡大、及びM&A仲介事業における新たな顧客基盤の構築を図るにあたり、SNS「PostPrime」及び事業承継・M&A仲介サービスのブランド構築及び強化が重要であると認識しており、費用対効果を慎重に検討のうえ、適切な広告宣伝及びプロモーション活動を通して、当社グループのブランド・知名度向上を推進してまいります。

⑧　事業拡大を支える財務基盤の構築

当社グループは、資金需要は自己資金及び営業活動によるキャッシュ・フローを源泉とした手許資金にて対応してまいりましたが、株式会社インフィニティライフの取得をはじめとした事業拡大及び上記事業上の課題に対する対処等により、今後も相応の資金需要が生じる可能性があります。また、2026年６月に実施した第三者割当による新株式及び第７回新株予約権の発行により調達した資金については、有効かつ機動的に活用してまいります。

そのため、十分な手許資金の確保を可能とすると同時に、資金調達方法を多様化させる観点から、今後も、金融機関との良好な関係を構築し借入等による資金調達の可能性及びエクイティファイナンスを継続的に検討してまいります。

(5) 主要な借入先の状況（2026年５月31日現在）

該当事項はありません。

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

（サイブリッジ合同会社との資本業務提携）

当社は、2026年１月14日付で、サイブリッジ合同会社との間で資本業務提携契約を締結し、同社は当社株式を取得し、当社は同社の関連会社（持分法適用関連会社）となっております。サイブリッジグループの経営資源、コンテンツ配信ビジネスの企画・運営のノウハウ、ウェブサービスの効率的開発・改善の知見及びマーケティングのノウハウの各提供を受けることで、収益機会の拡大及び企業価値の向上を目指してまいります。

（取引プラットフォーム事業からの撤退）

当社は、2026年６月17日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるＴａｋａＴｒａｄｅ株式会社が営む取引プラットフォーム事業からの撤退を決議いたしました。詳細については「連結注記表　９．重要な後発事象に関する注記（取引プラットフォーム事業からの撤退）」をご参照ください。

2．会社の現況

(1) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年５月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	松島　悟	TakaTrade株式会社 代表取締役 株式会社ココロゴト 代表取締役
取締役会長	水口　翼	サイブリッジグループ株式会社 代表取締役 サイブリッジホールディングス株式会社 代表取締役 株式会社サイブリッジ 代表取締役 サイブリッジ合同会社 職務執行者 株式会社fonfun 代表取締役 株式会社M&A DX 代表取締役
取締役	古川　賢隆	株式会社レジェンダ リスク・コンプライアンス部　部長 レジェンダ・コーポレーション株式会社 人事労務支援事業部　副部長 TakaTrade株式会社 取締役
取締役	西川　幸秀	株式会社fonfun クラウドソリューション本部本部長
常勤監査役	安原　陽子	－
監査役	西本　俊介	インバウンドテクノロジー株式会社 社外監査役 株式会社Photosynth 社外監査役 株式会社ピカパカ 社外取締役 株式会社ユナイテッドウィル 社外監査役 Cake.jp株式会社 社外監査役 グロービング株式会社 社外監査役 株式会社イトクロ 社外取締役
監査役	横山　完	YM&Partners 代表 株式会社横浜スタジアム 株式会社横浜DeNAベイスターズ　野球未来創造本部渉外戦略部

（注）１．取締役の古川賢隆及び西川幸秀は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役の安原陽子、西本俊介及び横山完は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．監査役安原陽子は経理実務経験及び豪州公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役西本俊介は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
監査役横山完は、内部統制、内部管理体制、金融機関における情報システム及び情報管理に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5．ヴー ヴァン チュン氏は、2025年12月16日をもって当社の取締役を辞任いたしました。
6. 高橋ダニエル圭氏及び羽鳥有紀彦氏は、2026年３月25日開催の臨時株主総会終結の時をもって当社の取締役を辞任いたしました。
7. 浅見直樹氏は、2026年４月30日をもって当社の取締役を辞任いたしました。
（地位）取締役
（担当）グロース部門担当役員
（重要な兼職の状況）TakaTrade株式会社代表取締役
8. 代表取締役の松島悟は、2026年７月１日付で株式会社インフィニティライフの代表取締役に就任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社子会社における全ての取締役、監査役及び従業員を被保険者とした、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

・取締役、監査役などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償の対象としております。
・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補償の対象外としております。
・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

⑤　取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針として「役員報酬に関する内規」を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容については、当該内規に基づき、2023年８月30日開催の定時株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、同業他社の水準、業績、従業員給与との均衡、各取締役に求められる職責及び能力等を考慮のうえ、取締役会で決定することとしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、あらかじめ社外役員による諮問を受けたうえで取締役会にて決議していることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	77,545 (2,700)	77,545 (2,700)	－	－	9名 (4)
監査役 （うち社外監査役）	11,600 (11,600)	11,600 (11,600)	－	－	4 (4)
合計 （うち社外役員）	89,145 (14,300)	89,145 (14,300)	－	－	13 (8)

（注）１．取締役の年間報酬総額は、2023年８月30日開催の定時株主総会において年額150百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち社外取締役２名）です。

２．監査役の年間報酬総額は、2024年８月27日開催の定時株主総会において年額15百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち社外監査役３名）です。

３．取締役のうち１名は、無報酬の役員です。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、「①　取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　古　川　　賢　隆	当事業年度において、2025年8月27日開催の定時株主総会終結時までは社外監査役として、同総会終結後は社外取締役として職務を遂行しました。社外監査役在任中は、取締役会５回のうち５回、監査役会４回のうち４回に出席し、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議を行うなど、監査機能を発揮しました。また、社外取締役就任後は、取締役会17回のうち17回に出席し、内部統制、内部管理体制、金融機関における情報システム及び情報管理に関する専門的な知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、経営に対する監督及び助言を行いました。
取締役　西　川　　幸　秀	当事業年度において、同氏の取締役就任後に開催された取締役会7回のうち7回出席し、資本業務提携やM&A、事業構造改革等に関する専門的な知見を背景に、コーポレートガバナンスの観点から適切な監督と検証を行うなど、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。同氏に期待される当社の資本政策等に関する様々な助言を頂き、独立した立場から当社の持続的な企業価値の向上に寄与いただいております。
監査役　安　原　　陽　子	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回出席し、また監査役会15回のうち15回出席し、取締役会においては、主に経理実務経験者及び豪州公認会計士としての専門的な知見から議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議を行うなど、監査機能を発揮しました。
監査役　西　本　　俊　介	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回出席し、また監査役会15回のうち14回出席し、取締役会においては、主に弁護士としての専門的な知見から議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議を行うなど、監査機能を発揮しました。

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役　横　　山　　完	当事業年度において、同氏の監査役就任後に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会11回のうち11回出席し、取締役会においては、主に内部統制・情報システム等の専門的な知見から議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議を行うなど、監査機能を発揮しました。

3．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題と位置づけております。現時点では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の安定化を目的とした財務体質の強化及び事業拡大を継続させるための資金として、有効に活用して参ります。

なお、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。当社は、会社法第454条第５項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

【事業報告】

企業集団の現況に関する事項

主要な事業内容（2026年5月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
金融・経済情報プラットフォーム事業	SNSプラットフォーム「PostPrime」の企画、開発、運営
取引プラットフォーム事業	取引プラットフォームの調査及び運営

主要な営業所及び工場（2026年５月31日現在）

①　当社

本　社	東京都港区

②　子会社

ＴａｋａＴｒａｄｅ株式会社	本社（東京都港区）

使用人の状況（2026年５月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
金融・経済情報プラットフォーム事業	9　(0.3) 名	△3　(△0.7) 名
取引プラットフォーム事業	4　(0) 名	△3　(0) 名
全社（共通）	7　(1.2) 名	△2　(0.2) 名
合計	20　(1.5) 名	△8　(△0.5) 名

（注）１．使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、１年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

２．「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できないビジネス部門、管理部門に所属しているものであります。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16（1.5）名	5名減（0.5名減）	37.0歳	2.8年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、１年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

会社の現況

株式の状況（2026年５月31日現在）

① 発行可能株式総数　40,000,000株

② 発行済株式の総数　10,252,060株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は150,960株増加しております。

③ 株主数　7,107名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
サイブリッジ合同会社	2,029,500 株	19.80%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	413,700	4.04
楽天証券株式会社共有口	398,700	3.89
株式会社ＳＢＩ証券	217,125	2.12
薮田晃彰	146,000	1.42
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	139,409	1.36
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	125,100	1.22
上山直人	122,800	1.20
マネックス証券株式会社	103,180	1.01
打田保貴	100,000	0.98

（注）当社は、自己株式を保有しておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

⑥　その他株式に関する重要な事項

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2026年５月25日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議しておりましたが、2026年６月10日付で払込が完了いたしました。詳細については「連結注記表　９．重要な後発事象に関する注記（第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行）」をご参照ください。これに伴い、発行済株式の総数は2,098,000株増加しております。

(基準日後株主に対する議決権付与)

当社は、2026年６月17日開催の取締役会において、第7回定時株主総会における議決権について、基準日後に第三者割当による新株式の発行により当社普通株式を取得した株主に対し、当該取得株式に係る議決権を付与することを決議いたしました。第三者割当による新株式の発行により当社普通株式を取得した株主、議決権の数及び議決権総数に占める割合は、次のとおりであります。

株主名	当該決議によって付与した議決権の数	当該株主が保有する議決権の数の合計	議決権総数に占める割合
サイブリッジ合同会社	20,980個	41,275個	33.45%

（注）議決権総数に占める割合は、基準日（2026年5月31日）現在の議決権総数102,428個に、当該決議によって付与した議決権の数20,980個を加算した数を基準に算出しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度において、該当事項はありません。

なお、当社は、2026年５月25日開催の取締役会において、第三者割当による第７回新株予約権（エクイティ・コミットメントライン付・行使価額固定型）の発行を決議しておりましたが、2026年６月10日付で払込が完了いたしました。詳細については「連結注記表　９．重要な後発事象に関する注記（第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行）」をご参照ください。

会計監査人の状況

①　名称　　史彩監査法人

②　報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③　非監査業務の内容

該当事項はありません。

④　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥　補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め企業価値向上を進めるため、内部統制システムに関する基本方針及び各種規程を制定し、役職員の責任の明確化を行い、規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。当社の内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに業務の適正を確保するために必要な体制

（ⅰ）取締役（当社及び子会社の取締役をいう。以下同じ）は、当社及び子会社（以下「当社グループ 」という）の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、当社グループの役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。

（ⅱ）取締役は「業務分掌規程」「職務権限規程」に従い、当社グループにおいて担当する部署の内部統制を整備し、必要な諸規則の制定及び周知徹底を図るとともに、「企業行動規範」「コンプライアンス規程」等を定め遵守する。

（ⅲ）取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

（ⅳ）監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

（ⅴ）当社グループにおいて法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（ⅰ）取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。

（ⅱ）「個人情報保護管理規程」等の社内規則に基づき、当社グループにおける個人情報の保存及び管理に関する体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ⅰ）リスク管理の基礎として定める「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」に基づき、当社グループにおけるリスクを横断的に管理する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
（ⅱ）取締役会等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループにおけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
（ⅲ）内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、当社グループにおけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（ⅰ）取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。
（ⅱ）取締役会を毎月 1 回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
（ⅲ）取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（ⅰ）取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
（ⅱ）「企業行動規範」「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」を職務遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
（ⅲ）「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
（ⅳ）内部監査担当者は、社内規程に基づき内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
（ⅴ）監査役及び監査役会は、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

⑥　当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
（ⅰ）当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務執行状況を管理・監督する。
（ⅱ）子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会の承認を得る又は報告を行う。
（ⅲ）内部監査責任者は「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を実施し、業務の適正を

検証する。
（ⅳ）監査役は「監査役監査基準」に基づき、子会社の取締役及び使用人等から子会社の管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料の閲覧を行うものとする。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
（ⅰ）監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
（ⅱ）監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
（ⅲ）監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
（ⅰ）取締役及び使用人は、当社グループにおける法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
（ⅱ）前項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（ⅰ）監査役は、取締役会その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
（ⅱ）代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。
（ⅲ）監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
（ⅳ）監査役は、会計監査人から必要に応じて会計監査の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。
（ⅴ）監査役会及び監査役は、会計監査人及び内部監査担当者との三者で定期的及び必要に応じて意見交換を行い、それぞれの監査活動の連携を図り、実効性及び効率性を確保する。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

（ⅰ）監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制

（ⅰ）当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

（ⅱ）取締役会は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定める。代表取締役は、「内部統制基本方針書」、「内部統制基本計画書」を定め、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行う。

（ⅲ）当社グループの各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

（ⅳ）当社グループは、適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整理と有効性向上を図る。

⑫　反社会的勢力排除に向けた方針及び体制

（ⅰ）当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固として拒否することを基本方針とする。

（ⅱ）健全な業務遂行の確保並びに反社会的勢力の排除及び被害の防止を図ることを目的として、「反社会的勢力等排除及び対策規程」を整備する。

（ⅲ）反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役会は社外取締役２名を含む取締役4名で構成されております。取締役会は、原則として毎月１回定期的に開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況の報告及び監督を行っております。また、迅速な意思決定が必要な案件が発生した場合には、適宜、臨時取締役会を開催しております。

取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況を監査しております。

当事業年度におきましては、取締役会を２２回開催しております。

② 監査役は、常勤監査役１名、非常勤監査役２名で構成されております。監査役会を毎月１回定期的に開催しており、重要な事項等が発生した場合は必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、取締役の意思決定の適法性について意見交換されるほか、監査方針・監査計画等取締役の業務執行の監督及び監査に関する事項の協議・決定を行っております。

監査役は、取締役会への出席、代表取締役との会合、常勤監査役による経営会議その他重要会議への出席、取締役との会合を通じて、取締役との意思疎通を図るとともに、内部監査担当者から監査結果の共有を受け、取締役の業務執行全般にわたって監査を実施しております。

当事業年度におきましては、監査役会を15回開催しております。

③ 内部監査担当者は、内部監査計画に従い、当社グループ全部門に対して監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、内部監査担当者を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで、内部統制の維持・改善を図っております。また、内部監査担当者は監査役と内部監査結果を共有し、適宜情報交換を行っており、効率的な監査が実施できる体制構築に努めております。

④ 当社グループは、コンプライアンスの遵守、リスク管理体制の構築のために、全社組織や業務に係る社内規程、マニュアルを整備し、それらに沿った運用を行っております。また、代表取締役を委員長として、経営会議メンバー(常勤取締役、常勤監査役、各部長)が出席す

るコンプライアンス・リスク委員会を当事業年度において 2 回開催いたしました。同委員会ではコンプライアンス・リスク事案の発生状況等が報告され、情報の共有、意見交換、問題が発生した場合の対応策の協議が行われております。リスク管理については、想定されるリスク及びその兆候について確認し、対応を検討しております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

別添２　単体計算書類及び参照注記

【計算書類】

貸　借　対　照　表

（2026年５月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**493,637**	**流動負債**	**139,907**
現金及び預金	375,228	買掛金	14,148
売掛金	8,329	未払金	36,465
仕掛品	1,347	未払費用	99
前渡金	3	契約負債	81,342
前払費用	9,431	預り金	2,097
未収入金	7,294	コイン引当金	110
預け金	37,570	事業構造改善引当金	5,644
その他	54,432	その他	0
固定資産	**418,483**	**負債合計**	**139,907**
投資その他の資産	**418,483**	（純資産の部）	
関係会社株式	416,023	**株主資本**	**772,214**
差入保証金	2,460	**資本金**	**49,462**
資産合計	**912,121**	**資本剰余金**	**48,462**
		資本準備金	48,462
		利益剰余金	**674,289**
		その他利益剰余金	674,289
		繰越利益剰余金	674,289
		純資産合計	**772,214**
		負債純資産合計	**912,121**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2025年６月１日から
2026年５月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**583,212**
売上原価		**101,497**
売上総利益		**481,714**
販売費及び一般管理費		**505,302**
営業損失（△）		**△23,587**
営業外収益		
受取利息	821	
有価証券利息	3,296	
経営指導料	35,601	
為替差益	12,393	
雑収入	1,614	53,727
営業外費用		
支払利息	1,112	
支払手数料	1,783	2,895
経常利益		**27,244**
特別利益		
新株予約権戻入益	2,387	2,387
特別損失		
減損損失	2,164	
関係会社株式評価損	383,976	
その他	11,777	397,918
税引前当期純損失（△）		**△368,286**
法人税、住民税及び事業税	180	
法人税等調整額	27,657	27,837
当期純損失（△）		**△396,123**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年６月１日から
2026年５月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当事業年度期首残高	21,898	20,898	20,898	1,070,413	1,070,413	1,113,209	3,170	1,116,379
当事業年度変動額								
新株の発行	27,564	27,564	27,564			55,128		55,128
当期純損失（△）				△396,123	△396,123	△396,123		△396,123
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）							△3,170	△3,170
当事業年度変動額合計	27,564	27,564	27,564	△396,123	△396,123	△340,995	△3,170	△344,165
当事業年度末残高	49,462	48,462	48,462	674,289	674,289	772,214	－	772,214

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
当社が運営するSNS「PostPrime」において、プライムクリエイター（当社の審査をクリアした収益機能を利用している一部のユーザー）に対して支払うロイヤリティについて、当事業年度末時点で、将来の対価として見込まれる額を計上しております。

・商品　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　　定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
工具、器具及び備品　４年～５年

(3) 引当金の計上基準

① コイン引当金　　当社が運営するSNS「PostPrime」において、登録ユーザーに付与したコインの利用に備えるため、当事業年度末時点で、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

② 事業構造改善引当金　　事業構造改善に伴う費用の支出に備えるため、当事業年度末時点において合理的に見積った発生見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① SNS「PostPrime」においてユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービス

当社が運営するSNS「PostPrime」において、ユーザーは無料で文章や画像、音声、動画、ライブ配信を投稿できるとともに、他のユーザー等の投稿を視聴・閲覧することができます。

投稿の視聴・閲覧については、無料で視聴・閲覧できるものと、有料で視聴・閲覧できるものがあります。

ユーザーが有料で視聴・閲覧するためには、一定の期間に対応する料金を支払う必要があり、その支払によって、当社は当該一定の期間にわたりユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービスを提供するという履行義務を負うこととなります。

ユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービスについては、一定の期間にわたり役務を提供しているサービス等であるため、その履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

② SNS「PostPrime」においてユーザーが有料で特典などを受けることができるサービス

当社が運営するSNS「PostPrime」において、ユーザーは「メンバーシップ」というサービスに申し込むことによって、投稿の視聴・閲覧についてユーザーが有料で視聴・閲覧するための支払にあたり、グレードに応じた割引が受けられる他、ユーザーによる株式指数等に関する予想の投票を集計した結果について、グレードに応じて、より有利な情報を閲覧できるという特典などを受けることができます。

「メンバーシップ」は、支払に応じた一定の期間においてユーザーが特典を受けることができるサービスであり、一定の期間にわたり役務を提供しているサービス等であるため、その履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

③　アフィリエイト広告等

当社が運営するSNS「PostPrime」その他において、当社はアフィリエイト広告等によって広告収入を得ています。

アフィリエイト広告とは、広告主がアフィリエイト・サービス・プロバイダー（ASP）と呼ばれる仲介業者を通じて、ウェブメディアの運営者等に対して広告を出稿し、一定の成果条件を達成した場合に成果報酬が支払われるというインターネット広告の一形態です。

当社は、SNS「PostPrime」その他において、アフィリエイト広告の出稿を受けておりますが、一定の成果条件を達成した場合に成果報酬が支払われるという仕組み上、アフィリエイト・サービス・プロバイダー（ASP）等による成果条件達成についての認証等が完了した時点で、履行義務が充足されることから、その履行義務が充足される時点で収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に提供している資産及び担保に係る債務

① 担保に提供している資産

現金及び預金（定期預金）	50,000千円

② 担保に係る債務

当座貸越極度額	50,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	50,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　8,119千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	13,463千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	46,050千円
販売費及び一般管理費	64,722千円
営業取引以外の取引高	36,118千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ソフトウエア	20,085千円
一括償却資産	182千円
コイン引当金	38千円
事業構造改善引当金	1,999千円
労働保険料	100千円
関係会社株式評価損	136,042千円
その他	3,874千円
繰延税金資産小計	162,324千円
評価性引当額	△158,390千円
繰延税金資産合計	3,934千円
繰延税金負債	
未収事業税	△3,934千円
繰延税金負債合計	△3,934千円
繰延税金資産（負債）の純額	－千円

６．関連当事者との取引に関する注記

（1）子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	ＴａｋａＴｒａｄｅ株式会社	東京都港区	400,000	取引プラットフォームの調査及び運営	所有直接100.0	当社サービスの提供 人員の出向 経営指導 経費等の立替 資金の貸付 増資の引受 役員の兼任	当社サービスの提供(注)１	46,050	売掛金	660
							出向者人件費の受取(注)２	64,722	未収入金	7,261
							経営指導料の受取(注)３	35,601		
							経費等の立替	－	その他（流動資産）	5,542
							資金の貸付	300,000	－	－
							資金の回収	300,000		
							利息の受取(注)４	517	－	－
							増資の引受(注)５	300,000	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．市場価格等を勘案し、協議の上決定しております。

２．出向者に係る当社における人件費相当額に基づいて決定しております。

３．業務内容を勘案し、協議の上決定しております。

４．市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。

５．ＴａｋａＴｒａｄｅ株式会社が行った株主割当増資について、当社が引受を行ったものであります。

（2）役員

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	羽鳥 有紀彦	－	－	当社取締役(注)２	被所有直接0.0	当社取締役(注)２	新株予約権の行使(注)１	28,497	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。
２．羽鳥有紀彦氏は、2026年３月25日をもって当社取締役を退任しており、取引金額については同日までの金額を記載しております。

７．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記　(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産	75円32銭
(2) １株当たり当期純損失（△）	△38円73銭

９．重要な後発事象に関する注記

（第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行）

連結注記表「９．重要な後発事象に関する注記（第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（取得による企業結合）

連結注記表「９．重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

９．重要な後発事象に関する注記

（第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行）

当社は、2026年５月25日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（以下「本新株式」という。）の発行及び第７回新株予約権（エクイティ・コミットメントライン付・行使価額固定型）（以下「本新株予約権」という。）の発行（本新株式の発行と本新株予約権の発行を総称して以下「本資金調達」という。）を決議しておりましたが、2026年６月10日付で払込が完了いたしました。

(1) 本資金調達の概要

① 本新株式の発行の概要

募集の方法	第三者割当
割当先	サイブリッジ合同会社
払込期日	2026年６月10日
発行した株式の種類及び数	普通株式　2,098,000株
発行価額及び資本組入額	発行価額　　143円 資本組入額　　71.5円
発行価額の総額及び資本組入額の総額	発行価額の総額　　300,014千円 資本組入額の総額　150,007千円
その他重要な事項	（注）

（注）当社は、2026年６月17日開催の取締役会において、2026年８月26日開催予定の第７回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）における議決権について、本定時株主総会に最も近い時点における株主の意思を本定時株主総会に反映させることが相当であると判断し、会社法第124条第４項に基づき、基準日後に本新株式の発行により当社普通株式を取得したサイブリッジ合同会社に対し、当該取得株式に係る議決権を本定時株主総会において行使することを認める旨を決議しております。

② 本新株予約権の発行の概要

募集の方法	第三者割当
割当先	サイブリッジ合同会社
割当日	2026年６月10日
発行した新株予約権の数	37,970個
新株予約権の発行価額	新株予約権１個につき148円
新株予約権の発行価額の総額	5,619千円
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　3,797,000株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり158円
新株予約権の行使時の払込金額の総額	599,926千円　（注）１
新株予約権の行使期間	自　2026年６月10日　至　2029年５月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　159.48円 資本組入額　79.74円
新株予約権の譲渡に関する事項	割当先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。
その他新株予約権に関する重要な事項	（注）２、３

（注）１．本新株予約権の全部が行使された場合の金額であり、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、金額が減少いたします。

２．当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

３．当社は、行使期間中、当社の資金需要に応じて、割当先に対して本新株予約権の行使を指示することができます（以下「行使指示」という。）。割当先は、当社からの行使指示を受けた場合、行使指示に従い本新株予約権を行使する義務を負います（コミットメント条項）。なお、割当先は、当社からの行使指示がない場合においても、行使期間中であれば自己の裁量により本新株予約権を行使することができます。

(1) 行使指示の条件

① 行使指示日の直前取引日の東証終値が行使価額の120%（189円）以上であること

② 当社普通株式が東京証券取引所において通常の取引が行われていること

③ 有価証券届出書、有価証券報告書等の法定開示書類が適時に提出されていること

(2) コミット期間
　行使指示日から起算して30日以内に、割当先は指示された数量の新株予約権を行使します。
(3) コミットメント上限
　１回の行使指示における数量上限は、18,985個を超えないものとします。
(4) コミット条項の消滅事由
　以下のいずれかに該当した場合、割当先の行使義務は消滅します。
① 当社が法的倒産手続の申立てを受け又は自ら申し立てた場合
② 当社普通株式の上場廃止又は上場廃止に係る猶予期間入りが決定された場合
③ 当社の表明保証に重大な違反があった場合

(2) 本資金調達により調達した又は調達する資金の額、使途及び支出予定時期
① 本資金調達により調達した又は調達する資金の額

資金調達の総額	905,559千円
発行諸費用の概算額	5,014千円
差引手取概算額	900,544千円

（注）１．資金調達の総額は、本新株式の発行価額の総額（上記 (1) ① 発行価額の総額）、本新株予約権の発行価額の総額（上記 (1) ② 新株予約権の発行価額の総額）及び本新株予約権の行使時の払込金額の総額（上記 (1) ② 新株予約権の行使時の払込金額の総額）の合計であります。なお、当該金額は、本新株予約権の全部が行使された場合の金額であり、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、金額が減少いたします。
２．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

② 本資金調達により調達した又は調達する資金の使途及び支出予定時期

使途	金額	支出予定時期
運転資金	101百万円	2026年６月～2027年５月
M&A資金	799百万円	2026年６月～2028年３月
合計	900百万円	

（注）実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

（取得による企業結合）

当社は、2026年６月17日開催の取締役会において、株式会社インフィニティライフ（以下、「インフィニティライフ」という。）の全株式を取得し、子会社化すること（以下、「本株式取得」という。）について決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2026年７月１日付で全株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社インフィニティライフ

事業の内容　　：M&A仲介業、不動産仲介業

② 企業結合を行った主な理由

当社は、「最新テクノロジーを使用して、誰でもお金のことを楽しく学べるプラットフォームを拡大」というミッションを掲げ、金融・経済情報プラットフォーム事業を運営しております。主力事業であるSNS「PostPrime」は、2021年９月のサービスリリース以降、個人投資家・資産形成層を中心とする幅広いユーザー基盤を構築してまいりました。

当社では現在、SNS「PostPrime」が有するプラットフォームとしてのリーチ力・情報発信力を活かし、金融・経済情報の提供にとどまらない実務的な価値をユーザーに届けるべく、新たな収益の柱となる事業領域の開拓を成長戦略の最重要課題として位置づけております。

我が国においては、2025年の国内M&A件数が5,115件と過去最多を更新し、中小企業の後継者問題を背景とした事業承継型M&Aへのニーズは構造的に拡大しております。中小企業庁の試算では、後継者が決まっていない約127万社が廃業した場合、約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われると推計されており、第三者承継（M&A）の活用は社会的課題への対応としても急務となっております。こうした市場環境の中、当社SNS「PostPrime」のユーザー層は投資・資産運用に高い関心を持つ個人投資家・事業オーナーを中心に構成されており、M&A仲介サービスへのニーズとの親和性は極めて高いと認識しております。

インフィニティライフは、学習塾・不動産会社を専門領域とするM&A仲介業において豊富な成約実績を有し、許認可業種への業種横展開を通じた継続的な成長を実現しております。「バトンズM&A Professional Award 2025」の成約数部門（法人）を受賞するなど業界内での評価も高く、2026年３月期には売上高102百万円・経常利益21百万円と安定した利益成長を実現しており、高い専門性と収益力を兼ね備えた企業です。

本株式取得により、当社SNS「PostPrime」の約43万ユーザーに対してM&Aに関する実践的コンテンツを拡充するとともに、当社プラットフォームのリーチ力をインフィニティライフの案件獲得チャネルとして活用することで、同社の成約件数拡大を図ってまいります。情報閲覧にとどまらない実務的な価値提供により、ユーザーエンゲージメントの向上と当社の課金転換率改善も見込んでおります。

当社グループは本株式取得を通じ、金融・経済情報プラットフォーム事業とM&A仲介事業の両輪による収益基盤の確立を図るとともに、ユーザーの資産形成・事業活動を支援するサービス群のさらなる拡充を推進してまいります。

③ 企業結合日
2026年７月１日

④ 企業結合の法的形式
株式取得

⑤ 結合後企業の名称
変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率
100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	71,530千円
取得原価		71,530

（注）取得の対価には、条件付取得対価を含めておりません。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリー費用等　　5,150千円（概算額）

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

(6) 企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及び今後の会計処理方針

① 条件付取得対価の内容

株式譲渡契約において、業務引継ぎ等の履行及び売上債権の回収状況に応じて、最大で28,470千円の条件付取得対価が発生する旨が定められており、現時点では確定しておりません。

② 今後の会計処理方針

取得対価の変動が生じた場合には、取得時に発生したものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

別添３　監査報告

別添３ 監査報告　1／5 頁　出典：交付書面非記載事項 PDF45 頁

【監査報告】

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年７月21日

ＰｏｓｔＰｒｉｍｅ株式会社
　取締役会御中

史彩監査法人
東京都港区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　本橋　義郎
指定社員 業務執行社員　公認会計士　林　裕之

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＰｏｓｔＰｒｉｍｅ株式会社の2025年６月１日から2026年５月31日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年５月25日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び第７回新株予約権（エクイティ・コミットメントライン付・行使価額固定型）の発行を決議しており、2026年６月10日付けで払込が完了している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は

その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類

等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年６月１日から2026年５月31日までの第７期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月22日

ＰｏｓｔＰｒｉｍｅ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　安　原　　陽　子　　㊞

監査役（社外監査役）　西　本　　俊　介　　㊞

監査役（社外監査役）　横　山　　完　　㊞

以　上